

## 認定基準適合状況調査要領

認定基準適合状況調査要領（以下「調査要領」という。）は、次のとおりとする。

なお、この調査要領において、法は消防法、令は消防法施行令、規則は消防法施行規則、条例は川崎市火災予防条例をそれぞれいうものとする。

### 第1 一般的留意事項

- 1 調査に際しては、原則として防火管理者等が実施すること。
- 2 調査項目において、調査時の判定が「否」の状態であっても、調査実施中に改善して判定が「適」の状態となったものについては、改善内容を調査項目の「備考」の欄に記入するとともに判定を「適」とすることができること。
- 3 「備考」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。

### 第2 防火管理及び消防計画

#### 1 留意事項

調査項目のうち、防火管理者選任届及び消防計画に定められた項目をそれぞれの内容に照らして調査し、その状況について確認すること。

#### 2 調査方法等

調 査 項 目		調 査 方 法	判 定 方 法
届	防火管理者選任（解任）届出書の有無	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 届出されている防火管理者が人事異動等により異動していないことを、関係のある者の聴取及び従業員名簿等により確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該防火対象物の防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。</li> <li>2 選任された防火管理者が現に存すること。</li> <li>3 防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。</li> </ol>
出	消防計画作成（変更）届出書の有無	消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画が作成されていること。</li> <li>2 消防計画作成（変更）届出書が出されていること。</li> <li>3 消防計画に定められた事項を変更した場合に、消防計画作成（変更）届出書が出されていること。</li> </ol>

届出	自衛消防組織の設置	自衛消防組織の設置状況を、自衛消防組織設置(変更)届出書の写しにより確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛消防組織が設置されていること。</li> <li>2 自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。</li> <li>3 自衛消防組織を変更した場合に、自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。</li> <li>4 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された統括管理者が現に存すること。</li> <li>5 統括管理者が必要な資格を有していること。</li> <li>6 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された資機材が現に存すること。</li> </ol>
消防計画の実施	自衛消防の組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項について確認すること。</li> <li>2 自衛消防の組織の編成員(自衛消防の組織を編成する者をいう。以下同じ。)が当該防火対象物に勤務し、又は居住していることを確認すること。</li> <li>3 自衛消防の組織に係る編成員の聴取により、任務分担等の把握について確認すること。</li> <li>4 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。</li> <li>2 自衛消防の組織の編成員が現に存すること。</li> </ol>
	火災予防上の自主検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、火災予防上の自主検査に関する実施の状況について確認すること。</li> <li>3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。</li> <li>4 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、自主検査の実施項目に係る検査が実施されており、その結果、不備があった場合に必要な措置が実施されていること。

消 防 計 画 の 実 施	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の調査及び整備に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状態について目視により確認すること。</li> <li>4 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。 なお、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告の対象となる事項を除く。</li> </ol>	<p>消防計画に定められたところにより、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検項目に係る点検が実施されており、その点検の結果、不備があった場合に必要な整備等が実施されていること。</p> <p>なお、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告の対象となる事項を除く。</p>
	避難施設の維持管理及びその案内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難施設の維持管理の状況について確認すること。</li> <li>3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること。</li> <li>4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。</li> <li>5 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められたところにより、避難施設の維持管理が実施されていること。</li> <li>2 消防計画に定められた案内に関する事項が、関係のある者に把握されていること。</li> </ol>

消 防 計 画 の 実 施	防火上の構造の維持管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、防火上の構造の維持管理に関する実施の状況について確認すること。</li> <li>3 防火上の構造の維持管理の状況について目視により確認すること。</li> <li>4 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、防火上の構造に係る維持管理が実施されていること。
	収容人員の適正化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、定員の遵守その他の収容人員の適正化に関する実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた定員の遵守その他の収容人員の適正化に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、定員その他の収容人員が適正に管理されていること。
	防火管理上必要な教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火管理上必要な教育に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、防火管理上必要な教育の実施状況について確認すること。</li> <li>3 関係のある者の聴取により、教育内容の把握の状況について確認すること。</li> <li>4 消防計画に定められた防火管理上必要な教育に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、教育が実施されていること。

消 防 計 画 の 実 施	消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練の実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練が実施されていること。
	消火活動、通報連絡及び避難誘導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画について確認すること。</li> <li>2 各担当者の聴取により、計画に定められた任務分担の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る任務分担が、各担当者に把握されていること。
	消防機関との連絡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、消防機関との連絡の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた消防機関との連絡に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、消防機関との連絡に係る事項が確認されており、かつ、連絡を行うことが、各担当者に把握されていること。
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関する実施の状況について確認すること。</li> </ol>	工事中の場合は、消防計画に定められたところにより、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督が実施されていること。

	防火管理に関し必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、防火管理に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた防火管理に関し必要な事項が防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた事項が実施されていること。
消 防 計 画 の 実 施	活 動 要 領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項について確認すること。</li> <li>2 自衛消防組織の要員の聴取により消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領の把握状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領が、防火対象物の実態に、適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項が自衛消防組織の要員に把握されていること。
	組 織	要員の教育及び訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた自衛消防組織の要員の教育及び訓練に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により自衛消防組織の要員の教育及び訓練の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた自衛消防組織の要員の教育及び訓練に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>

消 防 計 画 の 実 施	自 衛 消 防 組 織	業務に関し必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛消防組織の業務に関し必要な事項として消防計画に定められた事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、自衛消防組織の業務に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が実施されていること。
	共 同 自 衛 消 防 組 織	協議会の設置及び運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、協議会の設置及び運営の状況について確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における協議会の設置及び運営に係る事項が実施されていること。
		統括管理者の選任	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳及び統括管理者の聴取により、統括管理者の選任状況について確認すること。</li> </ol>	共同して設置した自衛消防組織における統括管理者が消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項に基づき選任されていること。
		業務を行う範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲に係る事項について確認すること。</li> <li>2 管理権原者・統括管理者の聴取により共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織において業務を行う範囲が実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	防火対象物の共同して設置した自衛消防組織において業務を行う範囲が消防計画に定められ、管理権原者及び統括管理者に把握されていること。
		運営に関し必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が消防計画に定められている場合には、当該定められている事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理者及び統括管理者の聴取により、共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項の実施状況について確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が実施されていること。

消 防 計 画 の 実 施	防火管理業務の一部委託	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務の一部委託に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、任務分担、指揮命令系統等について確認すること。</li> <li>3 関係のある者の聴取により、防火管理上必要な業務の受託者の防火管理上必要な業務の範囲及び方法の把握の状況について確認すること。</li> <li>4 防火管理業務に従事している者の聴取により、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づき、当該従事者の属する法人等（防火管理業務の一部を委託する法人等）が教育担当者を定め防火管理業務に従事する従業員に防火管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務の一部受託者の氏名及び住所（法人の場合、名称及び主たる事務所の所在地）並びにその業務の範囲及び方法が実態に適合していること。</li> <li>2 防火管理上必要な業務の一部の受託者が、自衛消防の組織に組み込まれている場合は、自衛消防の組織における任務分担、指揮命令系統が、当該受託者に把握されていること。</li> </ol>
	管理権原を有する範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲に係る事項について確認すること。（管理について権原の分かれているものに限る。）</li> <li>2 管理権原者又は防火管理者の聴取により、当該管理権原の範囲について確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲が実態に適合していること。（管理について権原の分かれているものに限る。）</li> <li>2 防火管理者の管理権原の範囲が管理権原者又は防火管理者に把握されていること。</li> </ol>
	訓練の実施回数	防火管理者その他の関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練の実施の状況について確認すること。	防火管理者が消防計画に基づき、消火及び避難の訓練を年2回以上実施していること。
	訓練の事前通報の有無	防火管理者その他の関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報を行っていることを確認すること。	年2回の消火又は避難の訓練を実施する場合に、事前に消防機関に通報されていること。

### 第3 統括防火管理者及び全体についての消防計画

#### 1 留意事項

統括防火管理者選任届及び全体についての消防計画に定められた内容に照らして調査すること。

#### 2 調査方法等

調 査 項 目		調 査 方 法	判 定 方 法
統括防火管理者選任（解任）届出書の有無		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統括防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 届出されている統括防火管理者が人事異動等により異動していないことを、関係のある者の聴取及び従業員名簿等により確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該防火対象物の統括防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。</li> <li>2 選任された統括防火管理者が現に存すること。</li> <li>3 防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。</li> </ol>
全体についての消防計画	作 成	全体についての消防計画の作成及び変更の届出の写しにより確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる事項について、全体についての消防計画を作成していること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。</li> <li>(2) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。</li> <li>(3) 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。</li> <li>(4) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。</li> <li>(5) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</li> <li>(6) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、防火対象物の全体についての防火管理に関し必要な事項</li> </ol> </li> <li>2 全体についての消防計画に定められた事項に変更が生じた場合に、全体についての消防計画を変更していること。</li> </ol>
	届 出	全体についての消防計画の作成及び変更の届出の写しにより確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全体についての消防計画が届け出されていること。</li> <li>2 全体についての消防計画に定められた事項に変更が生じた場合に、全体についての消防計画の変更の届出がされていること。</li> </ol>

第4 防災物品等

調査方法等

調査項目	調査方法	判定方法
避難上必要な施設等の維持管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態を目視により確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、廊下、階段、避難口、その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理状況について確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。</li> <li>2 防火戸について、その閉鎖の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。</li> </ol>
防災物品の表示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が附されていることを確認すること。</li> <li>2 防災性能を有する旨の表示が規則別表第1の2の2に定めるもの、指定表示又は規則第4条の4第9項に定める表示であることを確認すること。</li> </ol>	<p>防災対象物品に防災表示、指定表示又は規則第4条の4第9項の表示が附されていること。</p>
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	<p>消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき点検及び報告がなされていることを確認すること。</p>	<p>消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき点検及び報告の実施がなされていること。</p>
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	<p>消防法第8条の2の2第1項の規定に基づく点検の結果を確認すること。</p>	<p>消防法第8条の2の2第1項の規定に基づく点検の結果が適であることを確認すること。</p>
消防法第8条の2の3第6項による認定取消し事由の有無	<p>消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないことを確認すること。</p>	<p>消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。</p>
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質が、同項に定める量以上を貯蔵又は取り扱われているか確認すること。                      なお、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他同条第2項に定める場合はこの限りでない。</li> <li>2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書の写しにより確認すること。</li> <li>3 届出書に添付されている見取り図と、貯蔵又は取り扱われている状態に変更がないか確認するとともに、変更のある場合にあっては、その旨を調査表の備考欄に記入すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質が、同項に定める量以上を貯蔵又は取り扱う場合において、開始(廃止)届出書が出されていること。</li> <li>2 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質が同項に定める量以上を貯蔵又は取扱いを廃止する場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵等又は取扱いの開始(廃止)届出書が出されていること。</li> </ol>

## 第5 消防用設備等及び特殊消防用設備等

### 1 留意事項

- (1) 防火対象物又はその部分の用途、規模等により、必要な消防用設備等が設置され、又は法第17条第3項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備等が設置されていることを確認すること。
- (2) 消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないとき又は防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等が、消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令に適合しないこととなるときは、適用される消防用設備等の設置基準の基準時及びその後の増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの範囲について確認すること。
- (3) 各消防用設備等を設置する際の防火対象物の用途、構造、規模、収容人員等に変更があるか、消防用設備等設置届出書（法第17条の3の2の規定に基づく消防長等の検査を要しない防火対象物については除く。）により確認すること。
- (4) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告に係る内容は除かれていること。

### 2 調査方法等

調 査 項 目	調 査 方 法	判 定 方 法	
消 防 用 設 備 等	消火器・簡易消火用具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数が減少されているものについては、当該消防用設備等及び能力単位について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に消火器等の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ、必要な能力単位を有する消火器又は簡易消火用具が設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数を減少したものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	屋内消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の構造等により、その部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されているもの又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 防火対象物の構造等により、その部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍、二倍等の数値が適用されている当該防火対象物の構造等が変更されていないこと。 なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、三倍、二倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。</li> <li>3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等	スプリンクラー設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍、二倍等の数値が適用されているもの（令第12条第1項第4号の防火対象物に限る。）又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されているもの（令第12条第1項第4号の防火対象物に限る。）の構造等が変更されていないこと。 なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、三倍又は二倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。</p> <p>3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	水噴霧消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	泡消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に泡消火設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>

消 防 用 設 備 等	不活性ガス消火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に不活性ガス消火設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	ハロゲン化物消火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分にハロゲン化物消火設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じて設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	粉末消火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に粉末消火設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じて設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	屋外消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により建築物に屋外消火設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、消防用設備等が存すること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等	動力消防ポンプ設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に動力消防ポンプ設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	自動火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に自動火災報知設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	ガス漏れ火災警報設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により防火対象物又はその部分にガス漏れ火災警報設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	防火対象物又はその部分の用途、規模に応じ設置されていること。
	漏電火災警報器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により防火対象物に漏電火災警報器の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	防火対象物の用途、構造、規模、契約電流容量に応じ設置されていること。
	消防機関へ通報する火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の設備の設置により、設置しないこととしたものについては、当該設備の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物に消防機関へ通報する火災報知設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 消防機関へ常時通報することができる電話を設置したことにより、設置しないこととしたものについては、当該電話が存すること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等	非常警報器具・非常警報設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物に非常警報器具又は非常警報設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物の用途、構造、規模、収容人員に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	避難器具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の状況又は他の消防用設備等の設置により、設置の減免をしたものについては、その状況又は当該設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に避難器具の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物の階の用途、構造、規模、収容人員に応じ、適用する避難器具が設置されていること。</li> <li>2 当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、避難上支障がないと認められるものとして、設置個数を減少又は避難器具を設置しないこととしたものについては、その位置、構造又は設備の状況に変更がないこと。</li> </ol>
	誘導灯・誘導標識	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の状況又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に誘導灯・誘導標識の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 当該防火対象物のうち、避難が容易であると認められるものとして設置しないこととしたものについては、その状況に変更がないこと。</li> <li>3 避難口誘導灯又は通路誘導灯を設置することにより、設置しないこととした誘導標識については、当該誘導灯が存すること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等	消防用水	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により消防用水の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。
	排煙設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の構造等又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に排煙設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 当該防火対象物の構造等により、設置しないこととしたものについては、当該構造に変更がないこと。</li> <li>3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	連結散水設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の要件又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その要件又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物に連結散水設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> <li>3 消防活動上支障がないものの要件を満たしている防火対象物の部分については、当該要件が備わっていること。</li> </ol>
	連結送水管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により防火対象物に非常コンセント設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。

消 防 用 設 備 等	非常コンセント設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により防火対象物に非常コンセント設備の設置の有無を確認すること。</p>	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
	無線通信補助設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により防火対象物に無線通信補助設備の設置の有無を確認すること。</p>	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
	令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により防火対象物に令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置の有無を確認すること。</p>	防火対象物の用途、規模に応じ必要とされる防火安全性能を有すると認められた状況で設置されていること。
消 防 用 設 備 等	令32条・条例第49条の適用	<p>1 防火対象物の位置、構造及び設備の状況から令第32条又は条例第49条の規定を適用された消防用設備等については、消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、防火対象物の位置、構造又は設備の状況について確認すること。</p> <p>2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされている特殊の消防用設備等その他の設備又は川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（川崎市条例第49号）附則第2条により、なお、従前の例によることとされている、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第49条により、消防長が予想しない特殊の消防用設備等その他の消防用設備等を用いることにより旧条例第5章の規定による消防用設備等の技術上の規準による場合と同等以上の効力があると認めた場合における当該消防用設備等は当該従前の例により設置されていること。</p>	<p>1 消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、当該特例が認められた防火対象物の位置、構造、設備の状況に変更がないこと及び適用された消防用設備等の基準により当該設備等が設置されていること。</p> <p>2 消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、当該特例が認められた特殊の消防用設備等その他の設備が設置されていること。</p>

特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等	<p>1 総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従って設置されていることを、特殊消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により防火対象物に特殊消防用設備等の設置の有無を確認すること。</p>	法第17条第3項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備等が設置されていること。
特殊消防用設備等又は	法第17条の3の3による設置の届出	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書が消防長又は消防署長に届出されていること。
	法第17条の3の3による点検・報告	消防用設備等点検結果報告書により確認すること。	法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の種類に応じて定期点検及び報告がされていること。

第6 危険物製造所等

調査方法等

調査項目	調査方法	判定方法
危険物の貯蔵・取扱い及び仮貯蔵	法第10条第1項の規定により、貯蔵所等以外の場所で危険物を貯蔵又は取り扱われていないことを確認すること。	法第10条第1項の規定により、貯蔵所等以外の場所で危険物を貯蔵又は取り扱われていないこと。
危険物の貯蔵又は取扱い	法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていることを確認すること。	法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。
製造所等の位置、構造及び設備	法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていることを確認すること。	法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。
許可	法第11条第1項の規定により、許可を受けていることを確認すること。	法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。
完成検査	法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていることを確認すること。	法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。
譲渡・引渡の届出	法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていることを確認すること。	法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
危険物の品名・数量・倍数の変更届出	法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていることを確認すること。	法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。
位置、構造及び設備の維持	法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていることを確認すること。	法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。
製造所等の廃止の届出	法第12条の6の規定により、製造所等の用途を廃止した場合の届出がされていることを確認すること。	法第12条の6の規定により、製造所等の用途を廃止した場合の届出がされていること。
危険物保安統括管理者の届出	法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていることを確認すること。	法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
危険物保安監督者の選任届出	法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていることを確認すること。	法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
危険物取扱者による危険物の取扱い	法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）を確認すること。	法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。

危険物取扱者の立会い	法第13条の2第2項の規定により、危険物の取扱い作業をする場合は、立会うことができるとされている危険物取扱者免状の種類を確認すること。	法第13条の2第2項の規定により、危険物の取扱い作業をする場合は、立会うことができるとされている危険物取扱者免状の種類であること。
保安講習の受講	法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していることを確認すること。	法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
危険物施設保安員の業務	法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていることを確認すること。	法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
予防規程の認可及び遵守	法第14条の2の規定により、予防規程を定め、認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていることを確認すること。	法第14条の2の規定により、予防規程を定め、認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
定期点検等	法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていることを確認すること。	法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
自衛消防組織の設置	法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていることを確認すること。	法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
映写室の構造	法第15条の規定により、映写室の構造及び設備が具備されているか確認すること。	法第15条の規定により、映写室の構造及び設備が具備されていること。
危政令第23条の適用	危政令第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されているか確認すること。	危政令第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

第7 指定数量未満の危険物

1 留意事項

- (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- (2) 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩検査管により確認すること。

2 調査方法等

調 査 項 目		調 査 方 法	判 定 方 法	
少量危険物の貯蔵及び取扱い	指定数量未満	貯蔵又は取扱い数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。
	指定数量未満	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	指定数量未満	漏れ、あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
	指定数量未満	容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
	指定数量未満	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
	指定数量未満	タンク本体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。</li> <li>2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。 ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。</li> <li>3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タンクに著しいさびがないこと。</li> <li>2 引火防止装置に目詰まり、著しい破損及び腐食がないこと。</li> <li>3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。</li> </ol>
指定数量未満	配管	<p>配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。</p> <p>なお、埋設配管の場合にあつては、調査箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。</p>	著しい腐食及び損傷がないこと。	

第8 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

(1) 川崎市火災予防条例で定められた数量の5倍以上（可燃性固体等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

(2) 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏洩検知管により確認すること。

2 調査方法等

調 査 項 目		調 査 方 法	判 定 方 法	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
		容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
		計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
	タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。	
	配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、調査箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び破損がないこと。	
	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
集積単位		集積単位相互間の距離が保たれているか目視に又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。	

## 第9 火を使用する設備・器具等

### 1 留意事項

- (1) 調査の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・サウナ設備・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・燃料電池発電設備・掘ごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機・変電設備・急速充電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備・ネオン管灯設備・舞台装置等の電気設備・避雷設備・水素ガスを充てんする気球・火を使用する設備に附属する煙突とすること。
- (2) 調査の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取り扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を調査表の備考欄に記入すること。

### 2 調査方法等

調 査 項 目		調 査 方 法	判 定 方 法
及び 火を使用する設備の位置・構造 管理等	火を使用する器具等	設備の位置	設備の位置について目視により確認すること。 設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ただし、火花を生ずる設備・放電加工機を除く。
	火を使用する器具等	設備の管理	設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 1 設備及びその付属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。ただし、掘ごたつ及びいろりを除く。 2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	火を使用する器具等	器具の取扱い	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 1 器具の一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。
及び 火を使用する設備の位置・構造 管理等	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	1 条例に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 2 禁止場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。 3 禁止場所を有する防火対象物には、吸い殻容器を設置した喫煙所を設け、条例で定める標識を設置しているか目視により確認すること。 1 禁止場所において、禁止行為が行なわれないよう措置されていること。 ※ 消防長（消防署長）から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。 2 禁止場所には、条例に定める標識が設置されていること。 3 吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。

	がん具用煙火の制限	がん具用煙火を火薬類取締法施行規則で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	ふたのある不燃性の容器に入れるか、防災処理した覆いをしていること。
--	-----------	--	-----------------------------------

第10 届出・検査

調査要領

調査項目	調査方法	判定方法
届出・検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第58条の規定により防火対象物の使用開始の届出を行い、検査を受けているか確認すること。</li> <li>2 条例第59条の規定により防火対象物の改装工事等の届出を行い、検査を受けているか確認すること。</li> <li>3 条例第62条の規定により火を使用する設備等の設置の届出を行い、検査を受けているか確認すること。</li> <li>4 条例第64条の規定により指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出を行い、検査を受けているか確認すること。</li> <li>5 条例第67条の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出を行い、検査を受けているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第58条の規定により防火対象物の使用開始の届出を行い、検査を受けていること。</li> <li>2 条例第59条の規定により防火対象物の改装工事等の届出を行い、検査を受けていること。</li> <li>3 条例第62条の規定により火を使用する設備等の設置の届出を行い、検査を受けていること。</li> <li>4 条例第64条の規定により指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出を行い、検査を受けていること。</li> <li>5 条例第67条の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出を行い、検査を受けていること。</li> </ol>